京都府知事に正式申請

市制の目標は十月一日

第一回臨時町議会が、三月八日午前十時から開かれ、向日町を向日市とすることについての議案が賛成多数で議決されました。

この議決がされると同時に、京都府知事に処分申請書（正式申請書）を提出、市制への事務的な手続きを進めました。

昨年六月に、市制施行促進に関する決議をして以来、市制への手続きを進めていましたが、十月一日を市制施行目標日として、市制実現をめざしていきます。

市制施行については、昨年十一月より府との事前接渉を行ない、二月八日に内協議の依頼をしていましたが、三月七日に自治省から向日町を向日市とすることについて、異議はない旨の内示がありました。この内示に伴って、第一回臨時町議会を三月八日に開き、「向日町を向日市とすることについて」の議決（賛成多数）を得て三月八日に処分申請書を府に提出しました。

市制施行日の目標を当初四月一日にしていましたが、事務手続き上の日程からみて無理なので、五月三日の憲法記念日に延期しました。

しかし、町および町議会は、二月下旬から三月はじめにかけて、府および府議会に連日にわたり、三月の府議会に提案されるよう陳情を続けましたが、態度が決定されないなど諸般の状況を考慮して十月一日を市制施行の最終目標と定め、市制が実現できるよう努力を重ねていきます。

今後の市制への手続きは、つぎのとおりです。

市制懇談会を終えて
市制への動き

（市制広報を発行）

（町内11会場で開かれた市制懇談会）

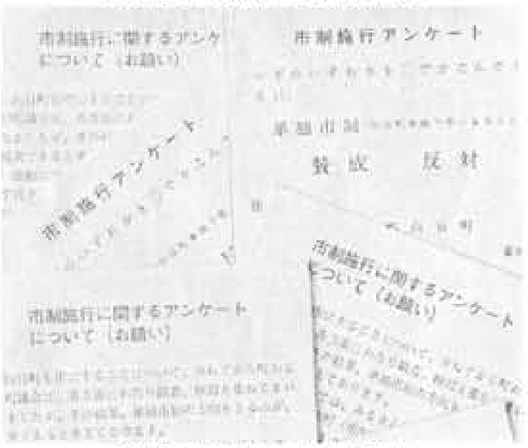

（市制アンケートも実施）

市制への手続き（太字は事務手続きがすんだもの）

1 **府知事に自治大臣との内協議を依頼（昭和四十七年二月八日に依頼）**
2 **府の現地調査（二月九日に来町）**
3 **府知事と自治大臣との内協議**
4 **自治省の現地調査（三月二日に来町）**
5 **自治大臣からの内示（三月七日に府から通知）**
6 **町議会で、町を市とする処分申請を議決（三月八日の第一回臨時町議会）**
7 **処分申請書を府知事に提出（三月八日に提出）**
8 府知事と自治大臣との協議
9 自治大臣からの承認通知
10 府知事が府議会へ処分議案を提案
11 府議会で議決
12 府知事が自治大臣へ届出
13 自治大臣が官報に告示
14 向日市誕生（十月一日予定）

これまでの経過

内協議の依頼までの経過の概要は、つぎのとおりです。

町および町議会は、地方自治法の一部を改正する法律（三万市制の特例措置）が、昭和四十五年三月十二日に公布、施行されたに伴って、市制の利害得失などの調査研究をはじめました。

議会においては、一年余りの検討の結果、昨年六月の定例町議会で「市制施行促進に関する決議」をしました。

住民の声を聞く、市制懇談会を九月十一～二十九日の間に、各地区の十一会場で開き、住民とひざを交えて意見交換を行ない、さらに、住民の意思をは握するため、全世帯を対象に、十月に「市制施行に関するアンケート調査」を実施、賛成七二・一パーセント、反対二七・二パーセント、無記入〇・七パーセントと大多数の賛成を得ました。

また、十月三十日に開かれた全員協議会において、新市名については「向日市」、市制施行の目標を昭和四十七年四月一日（その後五月三日に延期）と定めました。

内協議の依頼を目前にした、ことし一月の隣接合併研究委員会（三町の町長、議長で構成）で、単独合併市制が審議され、①向日町、長岡町の市制移行を確認、②三町共同の広域行政を推し進め、市制移行後において、住民の意思を尊重しながら合併問題を軌道にのせるため、新しい委員会を組織して検討することを申し合わせ事項として決定し、三町の意見調整がはかられました。

交通災害共済のご加入を

申込み手続きはお早く

一日一円の掛金で、交通事故による死亡、傷害に見舞金を支払う「交通災害共済」に、家族そろってご加入しましょう。

ことしの三月三十一日で共済期間が切れていますから、これまで加入していた人も、これから加入される人も申込みの手続きを役場保険年金課でしてください。

交通事故は毎日ふえるばかりです。今日は他人の身でもあすはわが身となるかも知れません。この思わぬ交通災害に備えて、ぜひ交通災害共済に加入しましょう。

この交通災害共済制度のあらましは、つぎのとおりです。

〔共済期間〕昭和四十七年四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間。昭和四十七年四月一日以後に加入した人は、加入した翌日から翌年の三月三十一日までの期間

〔対象となる交通事故〕国内で道路または一般交通の場所において、汽車、電車、モノレール、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、自転車、荷車の交通による事故。

〔見舞金〕

死亡	五十万円
全治六か月以上の傷害	十万円
全治三か月以上の傷害	五万円
全治一か月以上の傷害	二万円
全治十日以上の傷害	五千円

〔見舞金の請求〕①共済見舞金の請求書②加入者証③交通事故証明書（警察署発行）④治療期間を明記した医師の証明書（死亡のときは除籍謄本）を役場保険年金課に提出してください。①、③、④の用紙は、役場保険年金課にあります。

〔請求期間〕災害を受けた日から一年以内です。災害が加重の場合は、最初の負傷の日から二年以内（ただし、共済期間中に治療を受けたものに限ります。）です。

〔共済掛金〕一人三百三十円（三百六十五円のうち三十五円町補助）

〔加入申込み場所〕役場保険年金課

なお、くわしくは役場保険年金課まで。

徴収方法が変わります

―国民年金保険料―

国民年金保険料の徴収方法が、ことし四月一日から変わっていますからご注意ください。

今までの国民年金の徴収方法は、国民年金手帳に国民年金の印紙をちょうふし、検認印を押印していました。この方法は、昭和四十七年三月分の保険料の徴収で終わります。

昭和四十七年四月分からの保険料の徴収方法は、国民年金手帳に印紙をちょうふしないで、それにかわり、国民年金保険料を納めると、国民年金保険料領収書を交付しますから、この領収書を国民年金手帳の該当年度左ページにちょうふしていただく方法となりました。

国民年金保険料を納められましたら、領収書は、必ず国民年金手帳の該当する年度にちょう付してください。

（完成した十相農道）

農道を整備

事業費251万円で

市街化調整区域内の農業基盤整備のための、鶏冠井地内の十相農道整備事業が、このほど完了しました。

事業費用は、251万円（町費151万円、府補助（昭和46年度土地改良事業）100万円）で、延長213メートルの農道です。

この農道の整備は、幅員2メートルの道路を5メートルに広げ、また用地は、土地所有者の無償提供により、りっぱな道路となったものです。

この道路の完成により、狭くて車の離合が困難であった道路が、車を置いて農作業もしやすくなり、また耕運機やその他の農機具も持ち込みやすくなりました。

一般会計補正予算を可決

第4回定例町議会

総額13億3,600万円に

（第4回定例町議会のもよう）

第四回定例町議会が、昨年十二月十日から二十三日までの会期で開かれました。

この議会で一般会計補正第五・六号、特別会計国民健康保険事業補正第二号、上水道事業補正第二号が可決されました。

各補正予算のうちおもなものは、つぎのとおりです。（単位万円）

＜一般会計＞

〔補正第五号〕補正額は、四千四百五十五万円で、予算総額十二億九千四百五十四万円となりました。歳出のおもなものは、▽衛生費―乙訓環境衛生組合負担金千六百九十三万円、くみとり委託料三百四十万円など、あわせて二千四十三万円▽民生費―第五保育所建設工事費、備品購入費などに九百三十四万円、ことし一月から支給が始まっている国の児童手当費百八十万円など、あわせて千二百五十七万円です。

そのほか、総務費六百二十四万円、教育費四百六十七万円など、四千四百五十五万円です。

これら歳出をまかなう歳入は、町税三千八百七十八万円、諸収入五百九十一万円、繰越金五百十三万円、国庫支出金二百六十六万円などで、充当します。

〔補正第六号〕この補正は、人事院勧告の給与改訂にともなう人件費で、町税を財源として充当します。

補正額は、四千百七十一万円で予算総額は十三億三千六百二十五万円となりました。

＜特別会計国民健康保険事業＞

補正第二号は、人事院勧告にともなう人件費六十七万円で、繰越金で充当します。

これにより予算総額は、一億五千四百八十万円となりました。

＜上水道事業＞

補正第二号は、人事院勧告にともなう人件費です。営業費用に三百八十七万円、建設改良費に百九十四万円で、それぞれの予算総額は、営業費用一億千二百三十二万円、建設改良費一億八千八百五十八万円となりました。